

福祉文教委員会会議録

令和2年6月22日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 12:08

【 案 件 】

1. 議案第70号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第78号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
3. 議案第75号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第76号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【 所管事務調査 】

1. 家庭で子育てを支える事業について

【 報告事項 】

1. 令和元年度 障がい者就労施設等からの物品調達実績について
2. 飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部改正について
3. 工事請負契約について
4. 新型コロナウイルス感染症対策の概要について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第70号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第78号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例、以上2件については関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第70号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第78号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。番号が前後いたしますが、さきに「議案第78号」のほうから説明させていただきます。議案書の60ページをお願いいたします。今回の条例改正につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されまして、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、改正するものでございます。その内容につきましては、令和元年10月から消費税が増税されたことにより、その財源を手当てとして、低所得者の介護保険料の軽減強化を令和元年度から2年度にかけ完全実施するものでございます。改正内容の詳細につきましては、軽減の対象となるのが低所得者層であります第1段階、第2段階、及び第3段階の各段階の保険料となりまして、介護保険料の基準額を1としたところで、第1段階が前年度の0.375から0.3へ、第2段階が同じく0.6から0.5へ、第3段階が同じく0.725から0.7へとそれぞれ保険料の負担割合を軽減するものでございます。消費税増税による介護保険料の軽減につきましては、第1段階について先に平成27年4月から軽減が実施されておりましたが、前回の改正により対象者が拡充され、本年度、軽減強化が完全実施されることとなります。施行期日につきましては、公布の日から施行し令和2年度分の介護保険料から適用するものでございます。

以上で「議案第78号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わりますが、引き続き、「議案第70号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。補正予算書の23ページ及び24ページをお願いいたします。第1条第1項におきまして歳入歳出それぞれ増減額なし。予算の総額を歳入歳出それぞれ

当初予算と同額の157億1521万9千円にしようとするものでございます。補正の内容につきましては、補正予算資料のほうで説明させていただきます。補正予算資料の7ページ、中段以降に記載の介護保険特別会計をお願いいたします。記載の順に説明させていただきます。まず、歳入の保険料につきましては、先ほど条例改正の説明の際に申しましたように、第1段階から第3段階までの被保険者の介護保険料が軽減されることに伴いまして、現年分の特別徴収保険料につきましては、軽減対象見込み者数が1万5406人で、8527万5千円の減額。現年分の普通徴収保険料につきましては、軽減対象見込み者数が2504人で、1469万2千円の減額となりまして、合計9996万7千円の減額となっております。この減額分につきましては、消費税増税分の財源を充てることとなりますため、2つ下の繰入金黒丸、一般会計繰入金の1つ目の点、低所得者保険料軽減繰入金により、同額の9996万7千円を歳入として受け入れるものでございます。なお、この保険料軽減分の財源割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。国及び県からの負担金を一旦、一般会計に受け入れ、市の負担分と合わせて、まとめて一般会計から介護保険の特別会計へ繰出金として歳出するため、このような歳入となるものでございます。以上、「議案第70号」及び「議案第78号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第70号 令和2年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第78号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第75号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。議案書28ページをお願いいたします。本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改定となり、放課後児童支援員の資格要件が追加されたため、関係規定を整備するものでございます。議案書29ページの新旧対照表でご説明いたします。放課後児童支援員の要件につきましては、第10条第3項において、都道府県知事または自治法に定めます指定都市の長が行う研修を修了するものとしておりましたが、国の省令が改正されたこともあり、中核市の長が行う研修を修了したものが追加され、中核市が行う研修を認めることとなったため、第10条第3項に「若しくは、同法第252条の22第1項の中核市」を加え、放課後児童支援員の資格要件を拡大するものでございます。なお、施行日は、公布の日からとしております。以上、簡単でございますが、「議案第75号」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

中核市の長が行う研修を修了したものを追加することによって要件が拡大されるんだろうということを思うんですけども、飯塚市として、効果というか、その支援員をふやすというた

めの効果として、どのようなことが考えられるのでしょうか。

○学校教育課長

支援員をふやすことによりまして、まず児童生徒の安全や事業の向上が確保されるということが挙げられます。

○兼本委員

中核市の長が行う研修を修了したものを受けることによって、その人数がふえるんですか。

○学校教育課長

ただいま飯塚市の支援員が111名おられます。そのうち取得者が75名おられます。本年度受講を希望されている方が4名、また未取得者が32名おられますが、そのうちの19名は、まだ2年未満ということですので、今年度に関しますと4名の受講者がおるということであります。

○兼本委員

今、支援員さんとして111名が、支援員さんじゃなく学童のほうにスタッフが111名いらっしゃるということですよ。そのうち75名が今、研修を修了されているということで、今回4名が受けられるということ。ということは4名は、それ以外の研修を受けられなくて、今回この研修があることによってプラスになるということなんですか。それともやっぱりその利便性の問題等々で、この研修を受けられるというふうに考えられてあるのでしょうか。

○学校教育課長

4名の受講者につきましては、受ける日時等がありますので関係上、その受講する場所がふえることによって、より選択肢がふえるということで、受講していくという形になっております。

○兼本委員

そうすると、この110何名いらっしゃる方は最終的に皆さん研修を受けられる方向で、支援員になられるということで理解してよろしいんですかね。

○学校教育課長

支援員は111名おられますが、もう取得をされている方がもう75名おられますので、その方は研修を受ける必要はございません。2年未満の方が、今後受講という形になってくると思います。全員とは限りませんが、前向きに受講していただくことを考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

今の件につきましてなんですが、受講する機会がふえていくというふうな形になっていくかと思うんですけど、私が以前ちょっと放課後児童クラブの件で質問させてもらったときに、その支援員さんであるとか、スタッフの方の人数の確保という部分にちょっと苦慮しているというふうな答弁を受けた記憶があるんですけど、その点に関して、組織改革をたしか行われて教育部局のほうに、そちらのほうに持ってこられて、連携した形でしっかりと確保していきますというふうな答弁をいただいた記憶があるんですけど、実際、それから数年たっているかと思うんですけどスタッフ、支援員さんなりの今の充足状況というか、しっかりと足りた状態で児童クラブが行えているのか、まだまだ足りずに募集をかけてやっているといるような状況なのか、そのあたりご答弁いただけますか。

○学校教育課長

現在のところ資格取得者が不足しているということはありません。支援体につきましては、補助員を配置することにしておりますので、市としても資質向上のため、補助の先生方にも研修を受けていただきたいと思いますと考えております。人数のほうですが、定数を満たしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第75号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第76号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、関係規定を整備するものであり、内閣府令第8号が令和元年10月1日から施行され、1年間はこの府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置が設けられていたため、今回、条例改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、議案概要に沿って申し上げますと、1点目が令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者から徴収できる費用として、主食費に限定していたものを副食費についても対象とするものでございます。ただし、3歳未満児、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降については副食費の徴収の対象から免除されます。2点目が法の改正に伴い、用語の整理を行うものでございます。

議案書30ページから39ページにかけて条例案、また40ページから57ページにかけて、新旧対照表になります。40ページの新旧対照表をお願いいたします。主な改正箇所を新旧対照表で説明いたします。幼児教育・保育の無償化に伴い、第3条に「子どもの保育者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」を加えております。第6条以降に記載している「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正しております。42ページの第14条、利用者負担額等の受領の第4項、43ページでございますが、保護者から受け取ることができる費用について規定しており、第3号は食事の提供に要する費用についての規定となりますが、ア、イ、ウが副食費を徴収しない対象者をそれぞれ規定しております。

アの部分ですが、満3歳以上の教育・保育認定の子どもの保護者のうち、市町村民税所得割の額が（ア）、（イ）に定める金額未満のものとしております。（ア）、1号認定となる教育を希望する3歳以上児であれば、町村民税所得割が7万7101円未満、（イ）、2号認定となる保育の必要性がある3歳以上児であれば、市町村民税所得割が5万7700円未満の場合には、副食費の徴収はございません。

イでは、同一世帯の第3子以降分の免除について規定しております。（ア）では1号認定の子どものうち負担額判定基準の子ども、または小学校3年終了前であるもの、（イ）では、2号認定の子どものうち、負担額判定基準の子どもとあるものと記載しております。

ウの部分ですが、3歳未満児は副食費を含めた保育料が発生することから、この主食以外の食事の費用を除くものとしてあります。主な改正内容については以上です。なお、施行日は公布の日から施行としております。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今の結局、2号認定の分の話だと思えるんですけども、この令和元年10月1日の内閣府令の附則以前は、副食費が利用者負担分に入っていましたよ。それが、今回、1号認定と同じように、保護者負担になりますよと、保護者負担なんだけど別々になりますよと、なおかつその徴収は、市が行っていたものを各施設が徴収するというようなことでよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長

はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○兼本委員

昨年、この10月の内閣府令が出るときに、たしか私立保育協会のほうからだったと思うんですけども、副食費等の徴収に関して、市のほうでやってもらえないだろうかというような要望書か、何か出ていたような気がしたんですけど、違いましたか。

○子育て支援課長

要望書が出てございました。

○兼本委員

それに関しては、その後どのような経緯でどのようになったか、答弁いただきたいと思えます。

○子育て支援課長

県のほうに確認いたしましたところ、市で徴収するのではなく、各施設で徴収していただくということでお伝えをしております。法的にできないということを確認しております。

○兼本委員

そうすると、その件に関してはもう私立の保育協会のほうと、話は通じてあるということで認識してよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長

各園のほうで徴収して、現在もしていただいておりますので、理解いただけていると思えます。

○兼本委員

あと1点、給食費なんかもそうなんですけれども、滞納というのがあるじゃないですか。今あるかどうかということと、もしその徴収を施設がやっていくといった場合にそういった滞納関係が生じてきた場合には、そういう徴収をするための手続というのはどのような方法を考えなんでしょうか。

○子育て支援課長

10月以降、徴収が始まってから、私立の各園におきましては、滞納はないということを確認しております。ただ公立については、若干滞納があるようですので、今後訪問なりして解決していきたいと思っております。

○兼本委員

そうすると徴収に当たるのは、飯塚市のほうが当たられるということなんですか、それとも施設がそれぞれ当たっていくということなんですか。

○子育て支援課長

私立の施設につきましては各園でお願いしております。

○兼本委員

例えば何ですか、内容証明を書いたりとか、法的手続に給食費とか最終的になりますよね。そういったことも全部、例えばそういうところまで滞納がふえてくる場合には、そういったところまで全部、各施設がやっていくという考えでよろしいんですか。

○子育て支援課長

現状といたしましては、まだ滞納が発生しておりません。滞納が発生し、額がふえるようで

あれば、こちらのほうも何らかの対応が必要になってくるかと考えます。実際は、保育園、子ども園に通っていらっしゃると思いますので、園の先生から保護者に対して、働きかけをしていただくということが大事だと考えます。

○兼本委員

ちょっと気になるのが保育所、保育士さんもぎりぎりの状態で施設運営されていると思うんですよね。そういった中に今はないという話ですけれども、一番ちょっと考えられるのは、大変じゃないかなと思うのは、そういったその滞納とかが出た場合じゃないかなと思います。そういったところまで、各施設で考えられるんでしょうけれども、対応していくというのは、非常に難しいんじゃないのかなと思うんですが、市の見解はどうなんでしょうか。

○福祉部長

今お尋ねの件でございますけど、昨年、やはり無償化にあわせまして副食費の徴収をどうするかということで、やはり各園は心配をされておりました。やはり滞納が出たらどうしようか。実際にどういうふうに徴収をすれば、事務的に負担にならないんだろうかということ非常に気にはされておりましたが、結果的に先ほど担当課長から答弁いたしましたように、私債権になりますので、それを市が、公共団体のほうがかかわって徴収するということではできませんという、これは違法ですということで、県のほうからの見解をいただいておりますので、それを各園に伝えまして、それは徴収は園でしかできませんので、園のほうでお願いしますということで、納得をされておりましたが、やはり滞納が出たらどうしようかというのはやはり非常に心配はされておりましたが、結果的にふたをあけるといいますか、10月からですけど、9月の終わりに徴収をされましたら、もうその日に全部、100%集まりましたというふうに言われておまして、それ以降、ほとんどそういった心配のお話というのは各園からございません。ただ今言われますように実際に、今はそうかもしれませんが将来的には、同じように滞納ということの可能性がございますけど、先ほど言いましたように結果的にやはり各園で対応していただくしかないもので、それについて何かご相談があれば、何らかのアドバイスはしていきたいと思いますが、やはり対応は各園でお願いするしかございません。あまり高額になりますと、やはりとれなくなりますので、早目に園のほうから保護者のほうにいろいろご相談しながら、していただくということになるかと思っております。今のところは、そういった大きな問題というのは発生しておりませんが、常にそういった情報といいますか、意見交換というのは、園のほうとはできますので、そういったことはやっていきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第76号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金子委員から「家庭で子育てを支える事業」に関して、「産前・産後生活支援事業」、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」及び「ファミリー・サポート・センター事業」、以上3件について所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○金子委員

一般質問で私は今回のコロナで、家庭が孤立することを大変心配になってその影響で、できればこの子育てを支える事業としての「産前・産後生活支援事業」、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、それから「ファミリー・サポート・センター事業」が孤立を防いでいくための方法になると考えたので、所管事務調査をして、孤立を少しでも避ける方法になればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「家庭で子育てを支える事業について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「家庭で子育てを支える事業について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

まず、ここで資料要求をお願いいたします。先ほど紹介いたしました3つの事業に係る資料や問題点等の資料をよろしくお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま金子委員から要求がっております資料は提出できますか。

○子育て支援課長

はい、提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま金子委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：31

再 開 10：31

委員会を再開します。資料はサイドボックスに掲載していますのでご確認ください。

○金子委員

家庭で子育てを支える事業といたしまして、本市では、産前・産後生活支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、ファミリー・サポート・センター事業がありますが、できれば簡単にこの3つの事業について説明していただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

○子育て支援課長

この3つの事業について説明をさせていただきます。産前・産後生活支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、3つに関して説明いたします。

まず、一覧表の左側にあります産前・産後生活支援事業から説明いたします。この事業の対象者は市内に住所を有する妊婦または産後16週までの方を対象としておりまして、支援内容といたしまして、ここに列記しておりますけれども、一番利用が多いのは、産後の利用になりますけれども、食事の用意や掃除などになっております。支援の日数につきましては産前が2回、産後が10回となっております。

真ん中の欄のひとり親家庭等日常生活支援事業ですけれども、こちらは飯塚市に住所を有する母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象にしております。支援内容としましては、先ほどの産前・産後と重なるものになりますけれども、やはり食事の用意とか掃除の支援を求められております。この事業の支援の日数につきましては、1月当たり10日以内としております。

3つ目、ファミリー・サポート・センターですけれども、こちらはサポートをしてもらう「おねがい会員」と、サポートする側の「まかせて会員」の会員制になっております。「おね

がい会員」につきましては、市内に居住または勤務する生後6カ月から小学校6年生までの保護者を対象としております。サポートする側の「まかせて会員」につきましては、飯塚市在住の20歳以上の方となっております。支援内容ですけれども、こちらのほうにも一時預かりと書いておりますけれども、日曜、休日等の仕事、休日にお仕事をされる際のサポートをお願いしている方もいらっしゃいますし、塾の送り迎えをされているところもあると聞いております。こちらの支援日数につきましては、相互の援助内容を協議の上、相互で決めておられます。

3ページ目に、問題点としてあげておりますけれども、支援の内容の線引きが難しい方が多くて、本来予定しているというか、こちらで思っているようなことと違うことを言われる方が、それぞれいらっしゃいますので、そういった方々に対してどうしていくか、前もってお知らせを徹底していくというのが、今の問題点でございます。

○金子委員

この産前・産後生活支援事業は、大変私はいいい事業だなと思っているんですけど、利用日数が16週、つまりこれは4カ月ということになるんですね。そして、そのあとファミリー・サポート・センター事業が生後6カ月とあるんですけど、その期間4カ月、5カ月の2カ月間の間から家庭で子育てを支える事業が全くなってしまう状況になりますが、そこについて何か考えがあったらお知らせください。

○子育て支援課長

ファミリー・サポート・センターに関しましては、生後6カ月からということで、現在のところしております。ただ実際には生後6カ月の子どもさんを預かるといったようなことは、今されていないと思いますので、その内容を整理して実際に預かるのではなく、訪問に行くとかいうことであれば6カ月ではなくてもいいのかなと考えておりますので、今後整備していきたいと思います。

○金子委員

産前・産後生活支援事業の国の指針から見ても、16週がくらいというふうな書き方であって、絶対16週でなくてはいけないという書き方ではなかったと記憶しておりますので、産前・産後生活支援事業とまたファミリー・サポート・センター事業のいい具合のところで、どちらも利用できるような体制をとっていただければなという要望をします。それから、ひとり親家庭等の対象者ですが、母子家庭、父子家庭、寡婦とあるんですが、子どもの年齢に関しては何歳までが適用できるのか教えてください。

○子育て支援課長

母子家庭、父子家庭の方におかれましては、子どもさんが18歳までです。障がいを持つお子様がいらっしゃる場合には、20歳までとなります。

○金子委員

それから支援日数ですが、ひとり親家庭等支援事業の場合に、1カ月に10日以内とありますが、1日の利用時間は何時間でしょうか。

○子育て支援課長

支援の日数、期間につきましては、9時から18時となっております。時間、何時間までを大丈夫かということは特に規定はしていません。

○金子委員

私もこちらの産前・産後生活支援事業とひとり親家庭等日常生活支援のチラシを見させていただきましたが、少し要綱とずれているところがあるんじゃないかと思っておりますので、もう一度チラシ等を見て、整理していただければと思います。利用のされる方は、要綱で見られる方は珍しいと思うので、できればそのチラシにもっとわかりやすいように書いていただければなというふうに思います。2ページ目の利用料金に関してなんですが、ひとり親家庭等の分ですが、5行目から子育て支援（児童1人当たり）と書いてあるんですがこの4行について説明お願い

いたします。

○子育て支援課長

ひとり親家庭等日常生活支援事業の2ページの子育て支援（児童1人当たり）の部分になりますけれども、上の段が生活援助になっておりまして、家事の代行といいますか、の部分になります。子育て支援というところは、例えば子育て支援につきましては子どもさんを見るところになるかと思いますが、1人目が生活保護世帯につきましては1人当たり0円で、児童扶養手当水準であれば、1人当たり70円、それ以外の方につきましては150円の金額をいただいております。

○金子委員

つまり、こちらの事業に関しては2つ大きく利用方法があって、生活援助と子育て支援があって、それによって利用料金が違うという認識でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長

はい、そのとおりで子育て部分に関する部分につきましては金額は人数がふえれば増額となります。

○金子委員

それから委託先の状況ですが、産前・産後とひとり親に関しましては、どちらもシルバー人材センターにお願いされていると思いますが、どちらも2つともなんです、真ん中のほうに派遣可能な家庭生活支援員（女性）の確保に苦慮されているということがありますが、その状況についてももう少し詳しく教えてください。

○子育て支援課長

シルバー人材センターのほうに委託をしておりますが、近年シルバー人材センターの支援、実際に働いてくださる方の登録も減っているということを知っております。そちらのほうで、人数が足りないというところで確保に苦慮しているところでございます。

○金子委員

登録がもしだんだん減ってしまったときには、例えばシルバー人材センター以外の委託先を考えてあるのか教えてください。

○子育て支援課長

現状におきましては、シルバー人材センター以外を考えていることはございません。今後、そのようなことが、人数が減るとなるということがあれば、ちょっと考えていかなければならないと思います。

○金子委員

では3ページの支援の問題点、研修なんです、先ほどお話あったように支援の線引きが難しい、確かにそうだと思います。もし、私が子育てをしていて支援をしてもらいたいなと思うときに、例えば草取りと書いてあるのも、私ももしできるのであれば、やっぱりやってもらいたいなと思う気持ちもやっぱりわかるし、支援しているほうからすれば、なんで草取りまでしなくちゃいけないかという気持ちもやっぱりわかります。やっぱりきちんとした線引き、特に子育てに関してというところで線引きしていく必要が確かにあるんだろうなと本当に思いますし、また隣に父子宅への家事支援で女性の家庭生活支援員が、1人で訪問することになるので断られる場合があるというのも、確かに私がもし支援する場合で、父子家庭に入るとなるときに、やっぱりちょっと難しいなという気持ちになるというのも想像ができます。そのときに、いろんなこの対策をシルバー人材センターだけでなく、飯塚市の子育て支援課としても考えていたほうがいいのかと思うんですが、その問題点や対策はどなたがどういうふうを考えているのか、また協議するような場所があるかどうかお知らせください。

○子育て支援課長

実際のところ、そういった問題が発生した場合にはシルバー人材センターとの協議、検討が

必要になると考えております。

○金子委員

まだ、今のところ実際に毎月一緒に協議する場が設定されていないということですね。私、最近ネットニュースだと思うんですけど、どこかの土地でベビーシッターが男性で、そのときに、性的な暴力が行われていたという事実が発覚したというのを目にしたことがあります。大変、この市の事業となると安心感を持って利用者はふえると思うんですが、そういう場合が大変私もやっぱり危険だと思うんですが、やっぱり孤立をさせないということと、家庭に入るといって、本当にぎりぎりのところでどちらの安全面も考えていかなきゃいけない。その第三者的な目が必ず入ることが必要だなと思うので、ファミリー・サポートさんがしているような完全な対策というのにも必要なんだろうと思います。市が入るといって、本当をしっかり考えていただいて、もっと利用しやすいものになっていければなと思っております。すみません、4ページをお願いします。4ページの産前・産後サポート事業については、登録人数が少しずつ減っていると思うんですけども、令和2年度に関しては4月現在だし、コロナの影響もあって大変少ないんだろうと思うんですが、これについて現状をもう少し詳しくわかれば教えてください。

○子育て支援課長

令和2年度につきましては、今おっしゃられましたようにコロナの影響で自宅にこられても怖いし、というところはあるかと思えます。平成28年以降の人数の動きにつきましては、やはり、多い年もあれば、増減はあると思えますけれども、こちらの人数は、そこまで毎年の差が出てないのかなと感じます。ただの利用者の方につきましては、令和元年度は51人とふえておりますので、ある程度はこの事業がわかって、利用いただいている方がふえているのかなと考えます。

○金子委員

私もひとり親のほうも見せていただきましたが、人数は大変少ない。けども、延べ人数がふえているというのは、1人の人がかなりいいと思えば、利用されているんじゃないかなという状況が目にとれる集計結果ではないかなと思いました。実際、産前・産後に関しては、年間大体1千人ぐらいの出生があると思うので、それからするとまだまだ認知されていないかなと考えます。3月に発行されたこの子ども・子育て支援事業計画の中では、どちらも広報を活用したさらなる事業の周知と利用促進に努めますというふうに書いてありますが、その方針がもしはっきり考えられてあることがあればお示しください。

○子育て支援課長

それぞれの事業につきましては、子育てガイドブック、毎年出しております子育てガイドブックには記載しております。また市のホームページ等にも記載しておりますけれども、やはりこういった事業は口コミのようなものが大事になってくるかと思えますので、そういった機会をふやす努力をしていきたいと思っております。

○金子委員

機会をふやすと言われましたけど、どういうふうにふやすというのは、具体的な方策がもし考えてあればお知らせください。

○子育て支援課長

いろいろなイベント等があると思えますけれども、その際にお知らせをしていくというようなことを今考えております。

○金子委員

日本人はすごくベビーシッターという文化がないので、大変こういう人が入るといってのがいやな感じがあると思うんですけど、最近やっぱり介護の方面でも、ヘルパーという形で家に入ることが、以前ほど抵抗がなくなってきたのではないかなと私は考えます。それで、やっ

ぱりどれだけ人が入っても平気なんだよ。孤立を防ぐためにも大変有効だと思いますので、ぜひ知らせていきたいと思います。例えば私が考えているのは、母子手帳を発行したときにクーポンみたいなものを入れておいて、今回はこれを見たら1回300円なんですけど、2回までは産前1回、産後1回までは無料だよ。使ってみてはどうですかというようなものがあると、使ってくれるんじゃないかなと思うんですよね、やっぱり300円でもやっぱりお金がかかって人が来るとなると、すごい抵抗あるんですけど、これが無料で来てくれるとなると、人はやっぱりちょっとやってみようかなと思うんじゃないかなと思うので、そういうのがもしできればと思いますので、これで要望で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「令和元年度 障がい者就労施設等からの物品調達実績について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「令和元年度 障がい者就労施設等からの物品等調達実績について」、ご報告申し上げます。飯塚市におきましては、障害者優先調達推進法に基づきまして、毎年飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針、こちらを策定いたしまして、これに沿って障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に取り組んでいるところでございます。この取り組みの令和元年度実績につきまして、今回取りまとめましたので、この場でご報告させていただきます。資料をごらんください。上の段に「令和元年度 障がい者就労施設等からの物品等調達実績」を記載させていただいております。まず物品でございますけれども、事務用品を初め9件、133万6467円の実績となっております。役務につきましては、印刷、草刈り等22件、751万2534円の実績となっております。合計しまして31件、884万9001円となっております。下の段をごらんください。3カ年の実績としております。毎年、この目標値をつけて、実績を積んでおりますけれども、目標値につきましては、前年度の実績額を目標としております。令和元年度は平成30年度の実績、677万8199円を目標としておりました。元年度の実績が884万9001円となっておりますので、一番下の段、対前年度比較として207万802円の増となっております。この増加の要因としましては、2年に一度作成しております冊子、これを令和元年度に作成したことや国の経済対策事業、こちらの印刷物を発注したことにより、印刷等がふえているというようなことがございます。今年度はこの令和元年度の調達実績額を目標としまして、関係各課のニーズと施設側の実態を把握しながら、一定の推進ができるように努めていきたいと考えております。以上、簡単でございますけれども、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

印刷物が今年度は234万2058円で、2年に1度の市の資料を印刷したのが理由だというふうにおっしゃられましたが、その印刷物がわかれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

2年に1度となっております印刷物につきましては、社会・障がい者福祉課のほうで発行しておりますスペシャルサポートガイドブックになっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

決して、この事業について否定的な見解を述べるつもりはないんですが、ちょっと少しだけ聞かしてください。今の課長の答弁の中で、法の趣旨のもと、方針に従って決定しておりますというふうな話だったかと思うんですけど、まず、ちょっと立法の趣旨、どういった目的のもと、この法の運営がされて、まずその部分から教えていただきますか。

○社会・障がい者福祉課長

国等におけます障がい者の就労施設等から、物品また役務等の調達について、推進するようということで法の第9条に規定をされております。本市におきましても、障がい者就労施設等が物品、役務等を発注しておりますので、こちらの調達の推進を図ることを目的としまして策定しているものでございます。

○永末委員

ちょっとわからないというのが、少し明確にしたいのが、ある意味、通常物品とか役務とかというのは、登録を名簿上に登録して、その中で発注といいますか、そういう契約をしていくかと思うんですけど、推定になりますけど、恐らくそういった名簿上に登録されているのではなく、別枠になっているんですかね、これは。どんな感じなのかなと思ひまして。

○社会・障がい者福祉課長

登録というのではなく、随意契約という形になります。調達の対象となる障がい者就労施設、就労関係の施設がございまして。こちらの障がい者の方々が作成されている、また役務をされているところに直接申し付けをするというような形になります。

○永末委員

先ほどちょっと法の趣旨の部分にもなるんですけど、そういった施設のほうに、市の公共的な仕事をしていただくことで、その施設の入所者の方のやりがいがありますとか、そういうのを創出するというふうな、そういうイメージを持っているんですけど、そういった形で間違いないですか。

○社会・障がい者福祉課長

今、ご質問の委員がおっしゃるとおり、障がい者の方々の日常生活や社会生活等の支援をするためということを目的としておりますので、おっしゃるとおりでございます。

○永末委員

公共として契約を結ぶことで、その事業所に対して収入になってきますので、その収入を利用者が得ることで、その施設としてもしっかりと運営を行っていくというふうな、そういう市としても制度設計をしているということによろしいのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

質問委員がおっしゃるとおりでございます。

○永末委員

でありましたら方針をつくって、毎年度毎年度、毎年度といいますかやっているかと思うんですけど、この金額の適正性はどんなふう考えていらっしゃるのかなと思ひまして。そういった趣旨であれば、極論予算を拡充していくというふうな考え方も出てくるのかなと思うんですよね。市の方針の中で、こういった今3年度、ずっとこう推移も含めて示されていますけど、この金額の妥当性はどういうふう算定されているのかなと思ひて。ちょっと難しいですかね。答弁いただければと思ひますけど。

○社会・障がい者福祉課長

今、金額等のことをお尋ねいただきました。これにつきましては、役務と物品等につきましても、その仕様や納期等につきまして障がい者就労施設と、この特性に配慮しながらの対応になってきております。ですので双方に確認をした中で、金額等を定めていくような状況でございます。

○永末委員

じゃあちょっと要望で終わります、報告事項ですので。例えば、役務にしても草刈りの分で、だいたい百数十万円の予算がかかってきていますけど、やはり草刈りの関係でたしか以前、私が委員会の中で質問したときに数千万円規模で、別枠でたしか草刈りの予算があったと思うんですよね。実際、地域の方からもそういった草刈りを、もっとやってほしいとかという要望も出ていたりしますので、今施設のちょっと状況をいろいろ見ながらとかという話もありましたけど、もし可能であれば、こういったところとかも予算をつけることで、施設側にも業務のあれができますし、市民の方には、喜ばれるというふうな状況がもしできるのであれば、そのあたりの部分までいろいろ含めて、今後検討していただきたいと思いますので、要望として終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部改正について」、報告を求めます。

○教育総務課長

「飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部改正について」、ご説明をさせていただきます。提出しております資料をお願いいたします。改正内容としましては、最初のページの中段、下あたりに朱書きにしております部分でございます。当条例施行規則第2条の奨学生の資格として、第4項第2号、独立行政法人日本学生支援機構第14条に規定する学資貸与金または第17条の2に規定する学資支給金を追加させていただいております。その理由としまして、現在本市が行っております奨学資金貸付制度におきましては、市長が別に定めるもの除き、他の制度との併用を認めておりませんでした。昨今の社会情勢や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、保護者等の失職やアルバイト等雇用の減少など、経済的理由で進学や修学の継続を断念するようなことがないように、本市の制度がその一助となればとの思いから、今回、令和3年度以後の奨学資金貸付から独立行政法人日本学生支援機構が行っております給付型、貸与型の奨学金との併用を認める要件を追加したため報告を行うものでございます。なお、令和3年度における奨学資金の貸し付けに係る募集につきましては、7月1日の市報、ホームページ、または市内の大学へのチラシの配布等によって周知し、7月1日から7月31日までの間行う予定でございます。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告をいたします。今回ご報告いたします工事は、建築一式工事1件、専門工事1件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして、条件付一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、1件目につきましては、市内建築一式工事の2等級に格付されている業者、2件目に

つきましては、専門工事解体に登録されている業者のうち、特定建設業許可を受けているものという要件等を決定しまして、入札を執行いたしております。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。「大分小学校大規模改造（その4）工事」につきましては、11者による入札を執行いたしております。その結果、落札額5165万500円、落札率90.09%で、株式会社南里住建が落札をいたしております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります11者中10者の同額の応札がございましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に、資料2ページをお願いいたします。「旧穂波東中学校解体（その1）工事」につきましては、7者による入札を執行いたしております。その結果、落札額1億2941万3900円、落札率91.27%で、株式会社前田組が落札をしております。なお本件の入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札がございましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者決定いたしております。以上、「工事請負契約の報告について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11：07

再 開 11：19

委員会を再開いたします。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策の概要について」、報告を求めます。

○新型コロナウイルス対策室長

「新型コロナウイルス感染症対策の概要について」、報告させていただきます。最初に新型コロナウイルス感染症対策の対策経過について説明させていただきます。資料1をお願いいたします。資料の見方は左から日付、その次の名称、内容につきましては、本市の取り組みを整理しております。1番右側の欄は、国の動向となります。なお4月15日の全員協議会において、5ページまで説明いたしておりますので今回は、6ページ以降となります。また、本市の対策本部での協議概要につきましては、当日議会事務局を通じ、議員の皆様にはご報告させていただいておりますので、ポイントのみの説明とさせていただきます。それでは6ページをお願いいたします。4月14日に第12回の対策本部会議を開催し、5月26日までに8回の対策本部を開催いたしております。5月25日に緊急事態宣言が全て解除されたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法上の市の対策本部は廃止となっております。ただし、市といたしましては今後継続して、新型コロナウイルス感染症対策が必要であるため、任意での設置を決めております。次に8ページをお願いいたします。5月1日に市民向け及び事業者向けの各種対策窓口を設置するとともに、特別定額給付金の電子申請の受付を開始いたしております。次に10ページをお願いいたします。5月18日に緊急事態宣言は解消されたものの、第2波への対応など、対応の長期化が予想されることから、新型コロナウイルス対策室を設置いたしております。また同日には飯塚医師会が地域外来検査センターを設置しており、より多くのPCR検査が実施できる体制が構築されております。以上、簡単でございますが、対策経過については説明を終わります。

○総合政策課長

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況につきまして、事業が各部局にまたがりまますので、総合政策課のほうから一括して報告させていただきます。資料の2をお願

いたします。新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、6月10日現在での実施状況をまとめたものになります。市の独自事業としまして、①事業継続と雇用維持の応援の視点、②市民生活維持の視点、③市民生活維持のため、活動を継続している事業所の人々への応援の視点、④経済活動再開・地域経済回復の視点、⑤市民生活再開の視点、⑥相談体制の充実、⑦その他までの各視点から実施しております支援事業及び、国の支援事業として実施しております特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の支給状況について、事業ごとに申請状況、決定件数、支給額等について記載しております。詳細な説明等につきましては省略させていただきます。以上、簡単ですが報告を終わります。

○学校教育課長

飯塚市立学校の夏季休業日の短縮についてご報告します。資料をお願いします。新型コロナウイルス感染症対策にかかる令和2年4月9日から5月24日までの学校臨時休業における授業時数を確保する必要があることから、飯塚市立学校の夏季休業日の時期を令和2年度により限り、短縮することといたしましたので、報告するものです。資料をごらんください。資料の下記に飯塚市立学校管理規則を抜粋したものを例年と令和2年に分け記載しておりますのでごらんください。表の右側が例年でございまして、左側が本年度でございまして、まず、表の上のほうの黄色の部分に学期を記載しておりますが、本年度は1学期の末日を8月23日まで、2学期の初日を8月24日からとしております。また、夏季休業日の期間につきましては、表の下の方の黄色の部分ですが、8月8日から8月23日までの16日間とし、例年と比較しまして、26日間の短縮を行うことといたしましたのでご報告いたします。続きまして、新型コロナウイルス感染症対策、補足資料につきましてご報告いたします。資料をお願いします。分散登校時及び臨時休業と全面解除後の学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について報告いたします。本資料は5月13日に各小学校の教頭先生方に配付、説明した資料でございまして。文部科学省が4月17日付で通知されましたガイドラインをもとにしまして対応マニュアルを作成しております。1. 基本的な感染症対策の実施について、2. 集団感染リスクへの対策、3. 学校組織体制の確立、4. 児童生徒の心のケアについて概要を説明しております。次のページをお願いします。臨時登校日における学校のチェックリストをしております。文部科学省の学校再開ガイドラインをもとに、教師が担当する児童生徒を受け入れる確認事項を記載したものになります。次のページをお願いします。小中学校で新型コロナウイルス症罹患者が発生した場合の対応マニュアルです。先ほど申しました3の学校体制の確立をフローチャート式にまとめたものになります。全職員で円滑、的確な対応を図るため、校長、教頭、主幹教諭、担任、養護教諭等をそれぞれの立場の職員の対応について作成したものでございまして。以上、簡単でございまして、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、新型コロナウイルス感染症対策における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○兼本委員

今回は、本当にコロナウイルスに対応するために皆さん休みもなく、市民の方々のために、本当にいろいろとご協力、ご支援をいただきまして本当にありがとうございます。学校関係についてちょっとお尋ねしたいことがありますので質疑させていただきます。まず、今回は私どもにも保護者のほうからさまざまな問い合わせ等が来ましたが、教育委員会におきましてその保護者に飯塚市の対策方法というのが理解されているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○学校教育課長

今回のコロナウイルス感染症対策に対しまして、教育委員会としましては、10回の校長会

議等を開きまして、自助対策を報告、周知徹底を図っております。それから学校のほうで各連絡が行っていくように、指導しております。

○兼本委員

ではどのような、学校のほうから保護者へ対応の内容が送られたのか、お示しいただければと思います。

○学校教育課長

まず、緊急事態宣言の発令によりまして、臨時休業を行ったこと。また、休業中の学習のやり方、または資料の配付等を随時、報告をしているところでございます。

○兼本委員

ではまず、答弁をいただくなかで、休業中の家庭学習なんですけれども、この家庭学習においてはどのような進捗状況が子どもたちの学習の中で行われてきたのか。そしてそのプリントを配付されたというようなお話でしたけれども、実際にその子どもたちのこの2カ月と、昨年度の春の3月から休業分あわせて、学習のおくれなどの進捗状況等の分析の結果等がございましたらお示しください。

○学校教育課長

まず、昨年度の3月からの臨時休業につきましては、4月、当初からの始業式の時期に復習プリントを配付している段階でございます。また、その後の休業につきましては、教育委員会のほうから予習を含めた学習プリント、資料を提出しております。中身につきましては、子どもの進捗状況につきましては、各学校担任教師の家庭訪問、電話連絡等で行っておりますし、5月の末日からは分散登校を始めた段階で、今までの復習、そして授業的なカリキュラムに関しましては、6月以降の授業の中で、補充しながら授業、教育課程を作成して進めていただいております。

○兼本委員

教育委員会としてはどのように学習が進んだのか、その休業期間中に進んだのかといったようなところは、どのように捉えてあるんですか。それから例えば今後の問題点として、こういうことを進めていかなくちやいけないとか、もうちょっと具体的なところを教えてもらえませんかでしょうか。

○学校教育課長

3月3日付で新型コロナウイルス感染症対策に係ります臨時休校にかかる教育課程の調査を行いまして、未履修を調査しております。現在では昨年度の未履修の段階を含めた年間教育課程を提出していただきまして、こちらのほうでチェックをして、授業時数の確保等を確認しております。

○兼本委員

それはどういう、結局休業期間中の子どもたちの学習というのはどうだったんですか、調査をした結果、どうだったのかとかいったことをちょっと教えてください。

○学校教育課長

子どもたちの様子、指導につきましては今回に限りましては家庭訪問等で確認をとるということしかまだできておりませんでした。

○兼本委員

確か3月の休業の時に、飯塚市の教育委員会の考えというプリントを学校に配付されましたよね。その中で飯塚市は、学習重点という話でたしか出してあったと思うんですよね。その後、何もされていないということなんですかね。

○教育長

すみません、ちょっと補足の説明をさせていただきます。昨年度末のそういったことを受けまして、今年度4月からの臨時休業につきましては、4月上旬、学校教育課のほうで、各学校

を回りまして、こういった家庭学習への支援ができていくかということの調査をいたしております。その中で例えば子どもたちの学習状況は把握できているかとか、それから家庭学習の成果をちゃんと確認しているかとか、あるいはずっと復習ばかりじゃだめなんで、新しいことを学ぶというのは、非常に大変かもしれませんが、そういったことも試みようかとか、あるいは子どもたちがやっぱり、紙の教材ばかりで独学でやるもんですから、何か学校が支援できることないかということで、そういったことを踏まえて、今言ったようなことの改善について、4月のたしか22日付で、市教委独自の通知をうって子どもたちの家庭学習支援、具体的には学習プリントあるいは教材を使って、それを学校が電話ですとかメールとかで支援をしていく。それに合わせて、インターネットの録画配信なんかを多くの学校でしていただきましたので、そういったのを使って、ぜひ子どもたちの家庭学習が充実するようということ考えて取り組みをやったところでございます。

○兼本委員

ある程度、子どもたちの学習としては、この休業2カ月ありました、昨年1カ月ありました中でその進捗状況としては、今現状問題ないよというような見解ということなんですか。

○学校教育課長

小学校、中学校の教育課程は年間35週以上にわたって行うよう計画されております。本年度本来41週、約205日ございましたが、今回の臨時休業によりまして、また、夏季休業中の短縮を本年度のみ4週間短縮しますことで、授業時数が39週獲得することはできますので、本年度の教育課程は十分に行うことができるようになっております。先ほど説明しましたその日数を満たしておりますので、学習のおくれはなく、本年の教育課程は十分に行えるようにしております。

○兼本委員

そうすると例えば小学校から中学校に上がった子どもたち、途中で学校が休みになったわけですね。そういった部分の補習というのも補われているということなんですか。

○学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。

○兼本委員

次に、衛生面において、当初もしコロナが発症したらという、感染症が子どもたちに発症したらというお話がありました。今回の一般質問等で市長たちもおっしゃっていましたが、まだ今後第2波、第3波、来るかもしれない。そういった中で、前回の時には学級においては、2週間の学級閉鎖をしますよと、学年においては、感染者が2人以上出た場合には2週間の学年閉鎖をしますよ。学校においては複数学年で、感染者が2人以上出た場合には2週間の学校閉鎖をします。市内小中学校の3分の1以上が休業になれば、市内小中学校は全て休業しますというような、たしか対策を出されてありました。今、緊急事態宣言が解除されて、学校が実際に始まっていますけれども、そういったところに関する情報というのは全く、今後どうしていくかということも出ていないんですけれども、そのあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

○学校教育課長

今後のコロナウイルス感染症拡大につきましては、該当する小中学校におきまして、児童生徒または教職員の感染が判明した場合には、保健所と相談の上、感染者の学校内における活動の様態、接触者の状況、地域における感染症拡大の状況を見ながら、それを総合的に対応しながら判断をしていきたいと考えております。この件につきましては、校長会で説明しているところでございます。

○兼本委員

今後、そうすると発症の原因、今までと同じ、前回の教育委員会が通知された内容とは同じ

内容ではないということでもいいんですか。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○兼本委員

国のほうは今回新しい生活様式といった形でいろんな生活環境、新しくなるんだよということで提示されています。当然学校のほうにもあるんだと思います。学校が始まって保護者の皆さんがやっぱり心配されてあるのが、そのあたりに関して情報が何も入ってきていないんだと。全く入ってきていない。新しい生活様式って学校の件で知ってある方が何人いらっしゃるのかと思いますけど、ほぼ知らない保護者の方というのが多かったんですね。学校には通知されていますよね、今度新しいこういうふうにやっていくんだと。保護者に関しては何も通知しないというのは、その飯塚市教育委員会が、各学校がやるのではなくて、私は飯塚市としてこういう新しい生活様式をやっていくんだよということで、学校を再開するんであれば保護者にもやはり同じように情報提供しなくてはならないのじゃないかというふうに考えますが、教育委員会としてはどのようにお考えですか。

○学校教育課長

教育委員会、そして校長会等で家庭にご連絡するところはすぐ出しておりますが、まだまだ不十分な点がございますので、その改めまして、また今後、確認を取りながら行っていきたいと思います。

○兼本委員

ちょっと今後じゃ遅いんじゃないですか。例えばその文科省のQ&Aもありますよね。例えばその一斉メール等がありましたら飯塚市は文科省の考えに従ってやっていると、文科省は詳しくそのQ&Aで、学校はこういうことになった場合にはどうしたらいいんだというような形のものは出ているわけですよ。そういった情報とか、例えば今、第1ステージ、第2ステージ、第3ステージでしたっけ。学校の部屋の席の間隔、どうやってあけるのだとか、本当に例えば最初は1メートルでしたっけ、1メートル以内でその席の間隔をあけて、それで本当に大丈夫なんだろうかと言ったような保護者の心配というのが非常に多いんですね。そういったことは課長、状況御存じですか。いろいろ保護者がどういったことに関して心配されているというような、状況というのは把握されてありますか。

○学校教育課長

保護者からのご意見は私のほうにも入ってくる分もありますので、全てと言いませんが把握をしております。今後といいますけど、もう次からなりますけど、そのための保護者への連絡がすぐできますように行ってまいりたいと思います。

○兼本委員

そうですね、もうこれから多分自粛が終わって、これからは自衛の、自分たちで守っていかなくちゃいけない世界にかわってきたわけなんですね。やはり保護者は子どもたちが子どもたち同士で感染するというのを心配しています。もう一つはやはり家庭に帰ったときに、家庭にやはり感染すると非常にこわい家族の方もいらっしゃる家庭も多々あるわけなんですね。そうした場合に、今学校での感染というと、子どもたちの感染だけしか、ずっと今まで私、読ましてもらったんですけども、考えられていないんじゃないかなと思うところがあります。今、国としてはこういうふうに行っているんだと言ったような、その内容では飯塚市としては、もっとはこういうふうな気をつけながらやっているんだよという形のものを、保護者に流してあげると保護者は非常にやはりそのあたりで安心するんじゃないかと思います。お忙しいでしょうから、お忙しいようなら私たちも手伝いますので、ぜひそういったQ&Aなり、保護者にわかりやすい内容で、何か伝えられるものを出していただきたいと。保護者のほうもやはり学校と情報共有できた中でどうやって自分たちもやっていきいかななくてはいけないのかというよ

うなことを模索されてある保護者の方も多くいらっしゃいます。でも、今情報が入ってきていないというのが現状みたいなんです。ここはやはりちょっと教育委員会のほうでちょっと大変でしょうけど、動いていただいて、そういったものを具体的などころの、こういうふうにやっているんだよといったようなものを、出していただければというふうに思いますので、ぜひ要望なんですけどお願いいたしたいと思います。

それとあと、これからオンライン学習も始まるということですが、今反転学習とかございますよね。要は、家で予習して学校で復習というような形ですね。高校生から基本、家で予習なんです。小中学校というのは基本的にはどちらかと逆、復習という形です。先ほどの課長の答弁では大丈夫だよというお話でしたが、もし第2波が来た場合にやはり今度タブレットが、端末が用意できるまでの間には、具体的な内容を考えられるというお話でしたけれども、そういった新しい生活様式という中で学習のやり方というのも、変えていかななくてはいけないのではないかとこのように私は思うんですけれども、教育委員会としてはやはり今までのような、プリントでやっていくのか、やはりそういう早目にオンラインを使って、もう少し効率のよい学習体制というのをつくっていくのかといったことは、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○学校教育課長

現段階におきましては、オンライン等による学習は、今のところまだ準備もできていませんし、それに対するマニュアル、モラルあたりもできていませんので行う予定はございません。今後第2波ということですが、今までどおりの学習資料の提出または分散登校等を含めながら考えていきたいと思っておりますし、それで授業日数の問題が出てきましたら、今度はそれこそ土曜日授業とか、いろんなものが短縮とかいう方法もありますし、授業時間を短縮しましての7校時目を開催したりとか、いろんなことで対応していきたいと考えております。

○兼本委員

ぜひ、早めにちょっと考えていただければと思います。もう教育委員会が学習に重きを置いているんだということで市民の皆さんにもお話しされているわけですから、まだ考えていませんは、ちょっと私は残念だなと思います。もうかれこれ、今回だけじゃないと思うんですね、オンライン教育というのは飯塚市はもう5年ぐらい前から始めているわけですから、もう少しちょっと、子どもたちの学習に、このコロナが支障を来さないようなやり方を早目に考えていただければと思います。あと、課長が先ほど学校のほうに周知徹底されてあるというお話で、コロナ対策の件で言われていましたけれども、現実にそうじゃないんだよといったような話も私は聞きますが、御存じないですか。例えばその授業中の先生が飯塚市ではこうしとかなんといけないよというところをしてなかったとか、そういう話は聞かれたことはございませんか。

○学校教育課長

確かにするようなご指摘がございましたので、その学校につきましては、私のほうから参りまして、指導等をさせていただいております。

○兼本委員

ということは、学校の先生にしても、やはり私たちもそうなのかもしれませんけれども、このコロナに対する考え方というのはさまざまだと思うんです。本当に注意を払っていらっしゃる方もいれば、このぐらいにしとけばいいんじゃないかという方もいらっしゃるのかなと思うところがあるわけなんです。徹底させるというところでは、やはりここまでしないといけないというようなものを、ルールづくりというのは必要だと思いますので、ぜひそのあたりちょっと考えていただきたいということと、今私も課長にも、答弁するときにはマスクをつけていますけれども、非常に暑くないですか、マスク。これ先生がやはり45分、50分授業の中で、このマスクをつけて話すというのは、今ここクーラー、空調がきいていますけれども、学校の環境下において、状況によって非常にきついんじゃないかと思っております。マスクにかわるよ

うな例えばそのフェイスシールドとか、何かいろいろ方法等はあるんじゃないかと思うんですけれども、やはりマスクだけしか考えられていないですかね、飛沫の関係ですね。

○学校教育課長

マスクの件ですが、まずは今回6月16日付の文部科学省が出しております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの中で、場面によってはマスクを外して、間隔をとって授業することもできるよということが記載されております。それにつきまして、私たちのほうも全学校に周知できるように資料作成して、校長会議で説明する予定を立てております。

○兼本委員

多分、現場も非常に大変だと思います。先生方も子どもたちもそうですけれども、やはりまず学習ができる環境を整えていただきたいと思っていますので、ぜひ早急に対策のほどよろしく願いいたします。それと福岡市なんか今クラブ活動、大会等を行うという話を聞いていますが、飯塚市のはどのようにお考えなのでしょうか。

○学校教育課長

6月1日に中学校のほうでは部活動再開をいたしております。完全な状態ではないんですが、感染予防しながらの活動となっております。大会につきましては、もう中学3年生にとっては、最後の大会が中止となり、落胆しているという状況が見られます。そこで、嘉飯地区の中学校体育連盟では、感染症拡大予防ガイドラインを作成しまして、今後、教育委員会と検討していくよう進めております。

○兼本委員

ということは、大会を行う考えであるということなんですか。

○学校教育課長

3年生を中心に特に交流ができる大会という形で話を進めております。単なる順位づけというよりも、自分達の練習した成果が発揮できる場所を設けようという形で試合を組むようにしております。

○兼本委員

よろしく願いいたします。あとそれと文科系はどうなるのでしょうか。

○学校教育課長

文化系に関して、特に吹奏楽に関しましてですが、確認をとったところ、今週打ち合わせというのがあると聞いております。8月の中旬から後半にかけて、何かの形で行いたいと言っておりますので、詳しく話を聞いて、協力していきたいと考えております。

○兼本委員

すみません。ちょっと長々私いろいろと要望等も交えて質問させていただきましたけれども、保護者が本当に非常に心配されてあるということは、教育長、ちょっと頭に入れていただきたいと思いますので、学校のほうも一生懸命されてある点も十分わかっております。ただ、ちょっと保護者のほうに、情報等がなかなか通じていないというところで、いろいろとやっぱりそこで問題点が生じているのではないかと思いますので、ぜひちょっと早急に緊急事態宣言後の飯塚市の小中学校の学校再開に当たっての対応、対策、そういったものはどういうふうにやっていくんだとか、いろいろちょっと細かいところもあるかもしれませんけれども、ぜひちょっと保護者の方々にも、情報が共有できるような形で対策を練っていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

一番気になることだけお聞きしたいんですが、先日の一般質問等でございました噴霧器の問

題なんです、噴霧器は学校教育課、また保育所と合わせて全部で、どこに配られてどのくらいあったのか、また今後どのように使う予定というか、今どうしているのかを確認したいと思って質問させていただきます。

○委員長

わかるところから答えてもらっていいですか。

○子育て支援課長

子育て支援課が所管しております公立保育所及び、子育て支援センターにおきまして59台配置をしておりますけれども、現在のところの使用はとめております。

○学校教育課長

小中学校におかれましては、小学校が282台、中学校が116台の398台の設置になっております。

○委員長

現在は使っているんですか。

○学校教育課長

現在のところ使用等につきましては、まだ部品等も届いておりませんし、文科省等でも言われております。だんだん方向性が変わってきておりますので、様子を見ながら現在のところは使用しない。そして新しくマニュアルを作成しまして、それ以降の活用を考えております。

○金子委員

まず、いろんな、それこそ次亜塩素酸水というものに関してはいろんな意見が出ておりまして、危険だということもあるし、反対に安全だという、そういう意見もあります。安全性もまた効用というか、効果というものははっきりしないというのが、今の現状ではないかと思えます。学校に通っている子どもたち、また保育所で使うということになると、保護者たちは大変こうやっぱり不安だと思うんですね。特に、保育所の子たちとか、肌にアレルギーがあったり、ぜんそくがあったりという子どもたちは、子どもたち自身がその苦しさを言うことも難しいので保護者はやっぱりいろんな情報があればあるほど混乱すると思えますので、マニュアルも作成されるということであれば、作成されたとしてもかなり抵抗があるんじゃないかと私は考えるんですけど、どんなふうにそこは考えられていますか。

○学校教育課長

確かにマニュアル作成する上で、いろいろ悩むところがございますが、まず、もし噴霧する場合に関しましては、生徒がいない放課後等を考えております。生徒がいるときには使用しないという形で考えておる次第です。

○金子委員

やっぱりいろんな意見があって、私もいろいろ読んできたんですけど、例えば噴霧を子どもがいないときにしたら全くその効能がないのではないかという意見も、報告書もあっていると思うんですね。そこの辺のところもやっぱり、私は大変不安になります。また、先ほども文科省の意見が変わってきたとおっしゃいましたが、どういうふうに変わってきたか言える部分があれば、教えてください。

○学校教育課長

6月16日におきまして、文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルでメーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省のファクトシートなどをよく吟味して使用するようになっておりますと、今までは全く使えないということでしたが、そういう情報を見ながらまた考えてくようにということで意見が述べられております。

○金子委員

その情報をもとに、これから飯塚市は使っていくという方向だということですか。

○学校教育課長

そういうことを含めながら、また話を持ちながら進めてまいりたいと考えております。

○金子委員

私としては、やはり安全が何よりだと思っておりますよ。効果があったら使ったほうがいいと思うんですけど、今は何よりも一番は子どもたちの安全で、今本当ににおいにも敏感で、においの害とかも言われていますよね。その辺のこととかもあるので、ぜひやっぱり公的なところでしっかりとした検証がない限り使わないということをおっしゃっていただければ、ずっとやっぱりかなりの学校数の、学校の先生たちも、使うことを拒否されているというか、大変不安に思いながら、されている人もいらっしゃると思うんですよね。なので、本当に100%の先生、そして保護者が納得できるような方針を出さない限り、使わないということを約束していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○学校教育課長

今言われたことを踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、1点だけですね。先ほど兼本委員のほうからもありましたけど、マスクの着用を今されているかと思うんですけど、飛沫予防の部分で当然必要かと思いますが、ちょっとこういった話を聞きました。ちょっと大人の視点だとなかなか私も気づかなかったんですけど、子どもさん、児童生徒で、小さい小学校の方だと思うんですけど、やっぱりマスクをしていることで相手の表情が見えないというところで、非常に何かコミュニケーションがとりにくさがちょっと生じているということをちょっと聞きました。なので、ぜひそういうフェイスシールドという話もありましたけど、そういったことを考えますと、そういったフェイスシールドというのも、一考の価値があるんじゃないかなと思うんですが、そういうものは、まさに子どもの感覚での話なので、そういったのをやっぱり学校、教育委員会等で検討していただく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、この点につきまして答弁いただけますか。

○学校教育課長

今現在、マスク着用も極力場面におきまして、外していこうというふうなことを、先ほど申しましたように、管理マニュアル等に載っておりますので、その活用をしながら行っていきたいと思います。実際このフェイスシールドですか、とかしてやっているところもありますが、前が見えにくいとか、ぶつかったときに危険だという話も聞いたりもしますので、まずマスクの着用をしっかりさせることで、それをまた外せるような指導をしながら、いろいろなものを解消できればと思っております。

○永末委員

お伝えしたかったのが、やっぱり通常大人の視点で物事を見ますので、大人の感覚で決めて、大人の世界のことで決めていくのであればそれでいいかもしれませんが、やっぱり児童生徒の感覚で、やっぱり小学校の中というのは一部成り立っている部分もありますので、そういったのをやっぱりちょっときめ細かく、細やかにしっかり観察していただきながらやっていくいただく必要もあるかと思うので、そういった部分をしっかりと検討いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

すみません。教育の関係が皆さん出尽くしたみたいなので、感染症対策事業の経済対策のほうをしたいと思っております。

○委員長

吉田委員、所管外なので――。

○吉田委員

わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。